

## 法律の概要資料

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和3年法律第60号)

施行日 2022年4月1日

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

## 法令の構成

**プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律  
(以下「プラ資源循環法」)**

**プラ資源循環法施行令**

排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令 (省令)

**プラ資源循環法施行規則**

特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令 (省令)

プラ資源循環法に基づく設計認定及び指定調査機関に関する命令 (省令)

**プラスチック使用製品設計指針  
(告示)**

分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令 (省令)

**プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針 (告示)**

## 資料概要

### ・法律の要求事項

1. プラスチック使用製品**製造事業者等**への要求事項
2. プラスチック使用製品**産業廃棄物等**の**排出事業者**への要求事項
3. 特定プラスチック使用製品**提供事業者**への要求事項

### プラスチック使用製品とは（法第2条第1項）

プラスチックが使用されている製品をいう

※製品のプラスチック含有割合に基準は無い

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

## 1. プラスチック使用製品製造事業者等への要求事項(法第7条)

“プラスチック使用製品設計指針(告示)” に即してプラスチック使用製品を設計するよう努めなければならない。(努力義務)

プラスチック使用製品製造事業者等とは (法第7条)

プラスチック使用製品の設計を伴う製造事業者及び設計専業事業者をいう

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

## 指針での主な要求事項(一部抜粋)

- ・**プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項**  
優先順位等を決めながら以下6項目に留意して設計する
  - ①構造（軽量化・包装の簡素化・長期使用長寿命化・再使用が容易な部品の使用等）
  - ②材料（プラスチック以外の素材への代替・再生利用が容易な材料の使用等）
  - ③ライフサイクル評価（製造時における環境影響の評価の実施など）
  - ④情報発信及び体制の整備（製品本体、取扱説明書等に廃棄する際の情報を記載）
  - ⑤関係者との連携（材料・部品等の供給者、消費者等とで相互に必要な協力を行う）
  - ⑥製品分野ごとの設計の標準化並びに設計のガイドライン等の策定及び遵守  
（業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定）

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

## 2. プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者への要求事項

“排出事業者の判断の基準となるべき事項※（省令）”に基づき、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に取り組む（法第44条）

※排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令

**プラスチック使用製品産業廃棄物等とは**（法第2条第9項）

プラスチック使用製品廃棄物のうち産業廃棄物に該当するもの（主に廃プラスチックが該当）又はプラスチック副産物（加工時に出る端材等）をいう

**プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者とは**（法第2条第9項）

上記の廃棄物等を排出する事業者をいう （注）商業及びサービス業以外で従業員20名以下の法人等は対象外  
商業及びサービス業で従業員5名以下の法人等は対象外

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

## (参考)

## プラスチック使用製品産業廃棄物等とはどのようなものか

- 事業活動に伴って排出されたプラスチック使用製品産業廃棄物であれば、プラスチック使用製品産業廃棄物等に該当。
- 具体的には、例えば一般的なオフィスであっても、事業活動に伴って排出されるボールペンやクリアファイル、バインダー等もプラスチック使用製品産業廃棄物等の対象。また、工場や店舗にあっては、事業活動に伴って生じるプラスチック製の端材や緩衝材等も対象。

経済産業省産業技術環境局 R4年3月作成

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について」より引用

掲載ページ：[https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/setsumei\\_siryuu.pdf](https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/setsumei_siryuu.pdf)

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

## 省令の主な要求事項(一部抜粋)

※1 プラ廃棄物=プラスチック使用製品産業廃棄物等

- ・**プラ廃棄物※1の排出を抑制する** (省令第2条)
  - ・原材料の使用の合理化、端材の発生抑制・再利用等を実施する
  - ・流通・販売過程における簡易包装や代替素材を活用する
  - ・長期間使用する。工夫されたものを使用する等
- ・**排出時に適切に分別する** (省令第3条)
  - ・リチウムイオン電池等再資源化を著しく阻害する恐れのあるものの混入を防止する
- ・**再資源化、不可のものは熱回収を実施する** (省令第3条)
  - ・可能な限り再資源化を実施する (業者へ委託可) (経済的状況を考慮可)
  - ・再資源化できないものは熱回収を実施する (業者へ委託可)
- ・**情報を提供する** (省令第5条)
  - ・プラ廃棄物の排出量、排出抑制・再資源化等の状況を公表するよう努める
  - ・再資源化・熱回収処理を委託する際、委託先へ情報を提供する
- ・**教育訓練を実施する** (省令第7条)
  - ・排出抑制及び再資源化等に関する必要な教育訓練を行うよう努める
- ・**管理体制を整備する** (省令第8条)
  - ・事業場ごとの責任者の選任
  - ・再資源化の実施量、状況等の記録

※詳細は判断の基準(省令)をご確認ください

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

## 省令の主な要求事項(一部抜粋)

### ・多量排出事業者への要求事項 (省令第4条)

前ページの要求事項に追加して以下対応も行う

- ・プラ廃棄物の排出の抑制及び再資源化等の目標設定と計画的な実施
- ・毎年度プラ廃棄物の排出量、目標の達成状況に関する情報の公表に努める

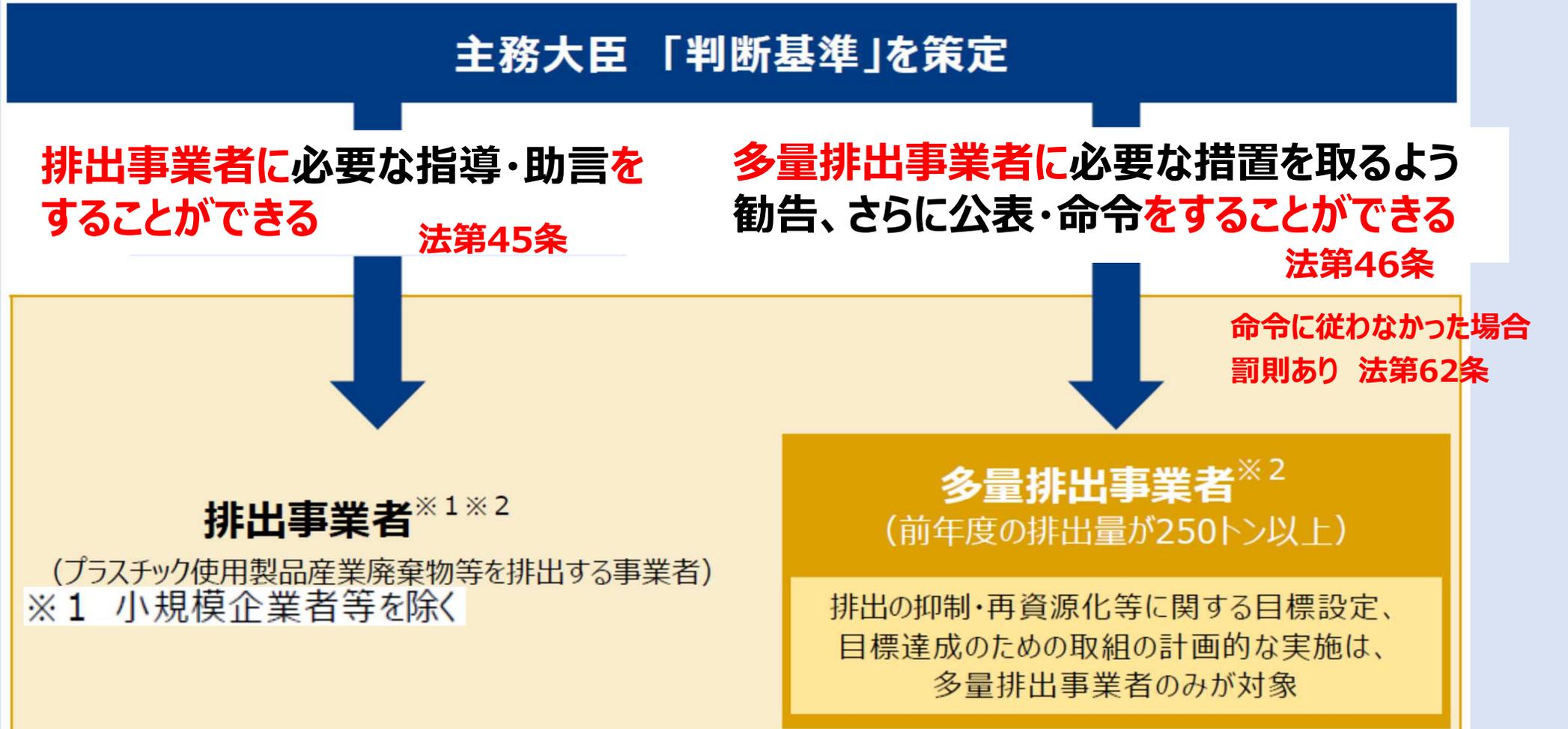
### 多量排出事業者とは (法第46条、施行令第16条)

プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が "**250t/年※1**" 以上の事業者をいう

※1 廃棄物処理法におけるマニフェストの廃プラスチックの排出量などから算出する

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

「判断基準 = 省令」と勘案して、排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進させるため必要があると大臣が認めるとき、大臣は以下対応が可能



※2 プラスチック使用製品産業廃棄物等の処理に関する定めとして、本部事業者が加盟者に対し、指導又は助言をする旨の定め、本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め等のいずれかを含む場合、加盟者の排出量は本部事業者の排出量に含むものとする。

経済産業省産業技術環境局 R4年3月作成

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について」より引用

## 3. 特定プラスチック使用製品提供事業者への要求事項 (法第28条)

“特定プラスチック使用製品提供事業者が取り組むべき判断の基準となるべき事項※ (省令)”に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため、使用の合理化等の措置をはかる(法第44条)

※ 特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

## 特定プラスチック使用製品とは表1参照 (法第28条、施行令第5条)

注)商品の販売 又は 役務の提供に付随して消費者 (お客様) に無償で提供されるものが対象

## 特定プラスチック使用製品提供事業者とは表1参照 (法第28条、施行令第5条)

表1 特定プラスチック使用製品とその製品を提供する業種

対象製品	対象業種
<p>①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種商品小売業 (無店舗のものを含む) : 総合スーパー、百貨店 等</li> <li>●飲食品小売業 (野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む) : コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 等</li> <li>●宿泊業 : ホテル、旅館 等</li> <li>●飲食店 : レストラン、喫茶店 等</li> <li>●持ち帰り・配達飲食サービス業 : フードデリバリー 等</li> </ul>
<p>⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宿泊業 : ホテル、旅館 等</li> </ul>
<p>⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種商品小売業 (無店舗のものを含む) : 総合スーパー、百貨店 等</li> <li>●洗濯業 : クリーニング店 等</li> </ul>

注) 主たる事業が上記でなくても、一部の事業で小売・サービス事業を行っている場合はその事業範囲で該当する。

経済産業省産業技術環境局 R4年3月作成

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について」より引用

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

## 省令の主な要求事項(一部抜粋)

※1特定プラ製品=特定プラスチック使用製品

### ・目標の設定(省第1条)

- ・特定プラ製品※1の提供量等に関し基準年度と目標年度を設けて達成するための取組を行う

### ・使用の合理化(省第2条)

- ・消費者に有償で提供する
- ・使用について消費者の意思を確認する
- ・原材料の種類について工夫されたものを提供する

### ・情報の提供(省第3条)

- ・店頭においてプラ製品廃棄物の排出の抑制に資する事項を掲示する  
※省庁発行のポスターなどでも可
- ・使用の合理化のために実施する取組内容をインターネット等で公表する
- ・排出抑制の重要性に関する表示を特定プラ製品に付ける

### ・体制の整備等(省第4条)

- ・取組に関する責任者を設置する
- ・従業員に対し、特定プラ製品の使用の合理化のための取組に関する研修等行う

### ・使用の合理化の実施状況の把握等(省第6条)

- ・特定プラ製品の提供量、取組内容及びその効果を把握し情報を公表するよう努める

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

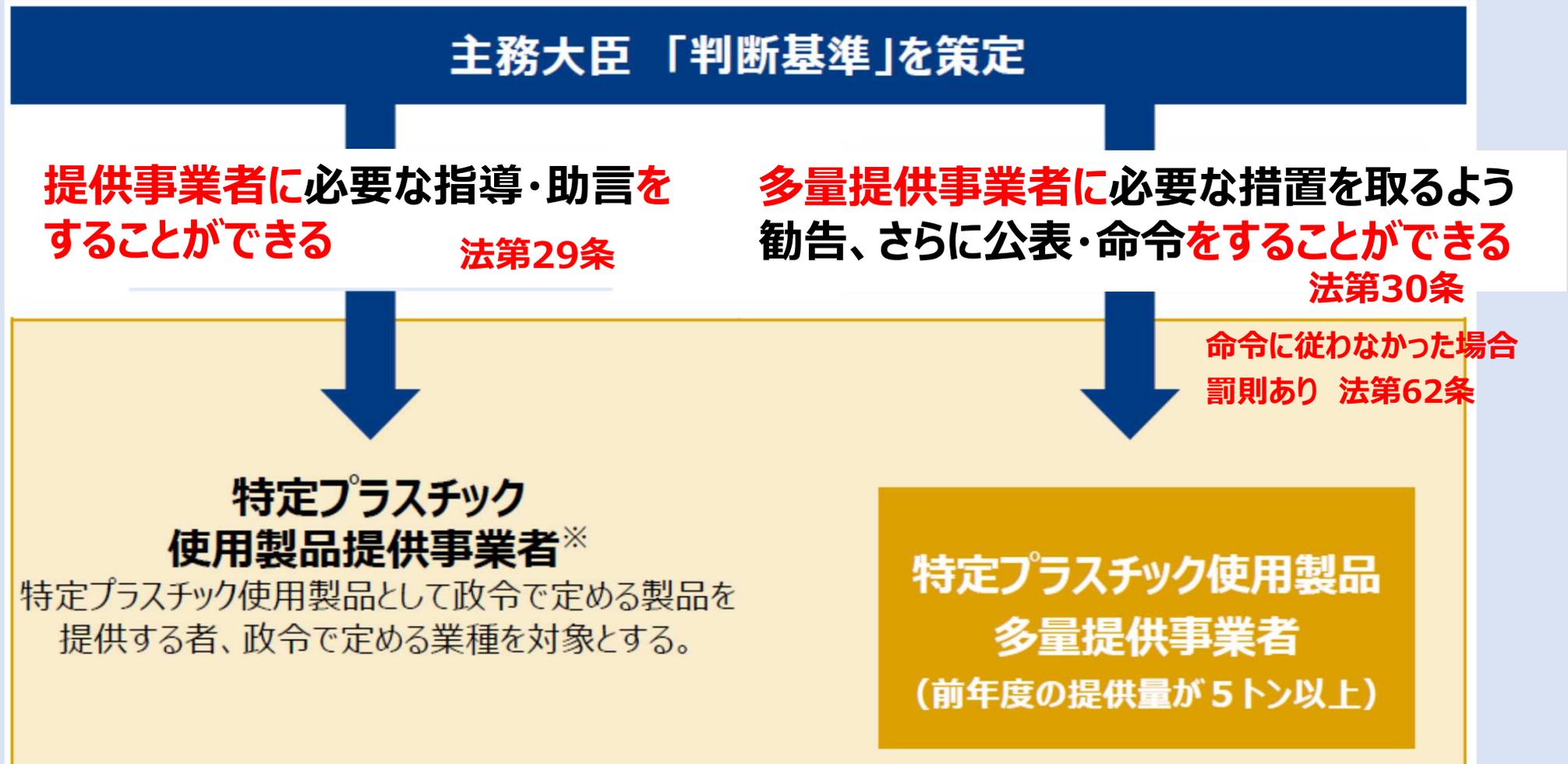
## 省令の主な要求事項(一部抜粋)

- ・**特定プラスチック使用製品多量提供事業者への要求事項**
- ・現状は個別の要求事項は無く、前ページの要求事項に対応する

**特定プラスチック使用製品多量提供事業者とは** (法第30条、施行令第6条)  
特定プラスチック使用製品の提供量が **"5t/年"** 以上の事業者

# プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

**「判断基準＝」省令と勘案して、提供事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物の排出を抑制させるため必要があると大臣が認めるとき、大臣は以下対応が可**



※ 特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する定めとして、本部事業者が加盟者に対し、指導又は助言をする旨の定め、本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め等のいずれかを含む場合、加盟者の提供量は本部事業者の提供量に含むものとする。

経済産業省産業技術環境局 R4年3月作成



**ありがとうございました。**

**一般財団法人 日本自動車研究所 認証センター**